

事業評価プロセスの見直し

(現状と課題)

- ・ 国立大学法人等施設整備事業の評価・選定に当たっては、透明性・客観性を確保する観点から、有識者で構成される施設検討会において事業評価方法を検討し、これに基づき評価を実施。
- ・ これまでは、施設検討会で了承された評価項目・評価基準に基づき、事務局が全学的な取組及び個別事業に関する評価を行った上、事業評価（案）を施設検討会において検討・了承していたが、そのプロセスにおける一層の透明性・客観性の確保へ向けた努力が必要。

(見直しの方向性)

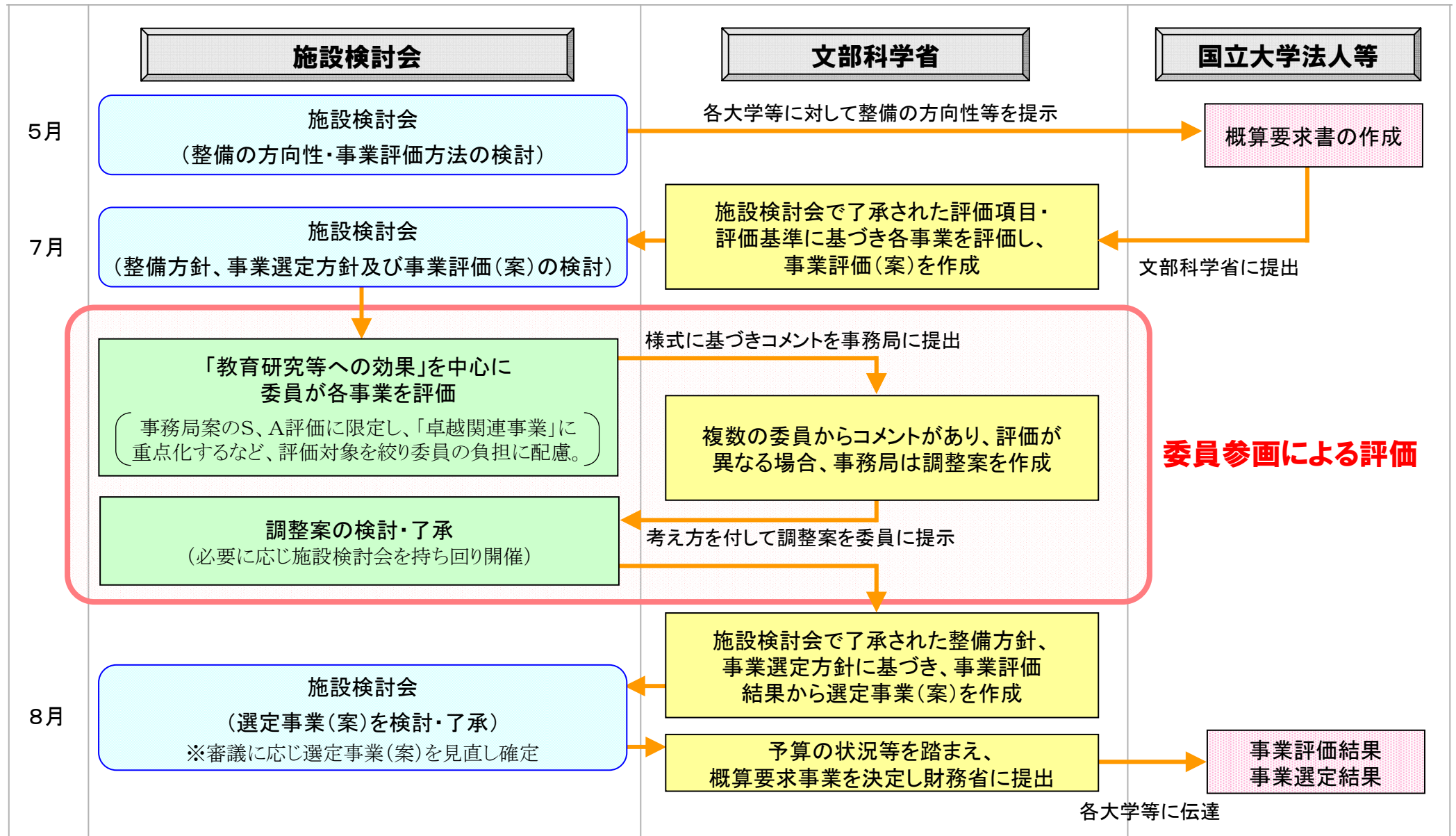
- ・ より一層の透明性・客観性を確保する観点から、事務局が作成した事業評価（案）に対して、委員のより具体的な意見を反映させる仕組みを検討してはどうか。
- ・ この際、全事業数が数百件に上ることから、施設検討会において示した評価項目・評価基準に基づき事務局が作成した事業評価（案）を委員が検討するという従来の形式を基本としつつ、さらに、一部の事業又は一部の評価項目を委員が重点的に評価するなど、委員の負担感に配慮した仕組みを検討してはどうか。

(具体的な見直し案)

「教育研究等への効果」を中心に委員がチェックするスタイルに

- (1) 全体の事業について、評価項目・評価基準に基づき、事務局が事業評価(案)を作成。
- (2) 委員は、大学からの要求概要等を踏まえ、①事務局が作成した事業評価(案)を全体的に検討するとともに、②「教育研究等への効果」を中心にコメントを作成し、事務局に提出。
※②については、事務局案のS、A評価に限定し、卓越関連事業に重点化するなど評価対象の絞り込みが必要。
(参考)21年度概算要求事業の評価結果の概要
S:208件(35.4%)、A:230件(39.1%)、B・C:150件(25.5%) 計588件
※うち、卓越した研究拠点整備関連予算
S:24件(27.9%)、A:27件(31.4%)、B・C:35件(40.7%) 計86件
- (3) 複数の委員からコメントがあり、評価が異なる場合は、事務局が調整案を作成し、調整案の考え方を付して委員に提示。
- (4) 最終的に、施設検討会として事業評価(案)を検討し了承。

国立大学法人等施設整備事業の評価・選定プロセスの見直し



※上記のほか、政府予算案決定前にも施設検討会を開催(持ち回り)し、実施予定事業(案)を検討するなど、事業決定プロセスに委員の声を反映。